

必ずお読みください

電気需給契約に関する重要事項説明書(安心補償プラン用)

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力需給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。
その他詳細の約款についてはホームページ掲載の内容を必ずご確認ください。

電力供給約款・料金表掲載URL： https://www.earth-infinity.co.jp/personal/denkiyakkan.html			
登録番号	A0281	小売電気事業者	株式会社アースインフィニティ
所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー30階		
問合せ先	【電話番号】 お客さまサポート 0570-006-555 【受付時間】 年末年始を除く平日10:00~17:00 アースインフィニティ公式ラインが便利です。 【時間外緊急連絡先】 06-4967-2280 【ホームページURL】 https://www.earth-infinity.co.jp/ 【メール】 earth-cs@earth-infinity.co.jp		
供給電圧 周波数	供給電圧：100Vまたは200V 周波数：50Hzまたは60Hz		
契約期間	需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日まで		

■ 申し込みの方法

本契約は、当社指定のウェブサイトまたは申込書等によりお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。申込書等で本契約の締結手続きを当社が手続き代行を委託する代理事業者等が行った場合は、お申込内容のお知らせの営業箇所記入欄に当該代理事業者等の名称を記載します。

■ 開始予定日

- ① 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、送配電事業者との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給契約申込み当月または翌月の検針日から電気を供給いたします。ただし、お引越し（転入）に伴う利用開始は、お客さまが希望した日で手続きをおこないます。なお、無契約の状態ですでに電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とする場合があります。
- ② お引越し（転入）や新築の場合において、お客さまの電気メーターまたはご使用場所の契約電力等を特定できない場合には、ご希望する使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度上記お問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ お申込みいただいた情報に誤りがある場合には供給開始ができません。また、一定期間正しい情報の確認が取れない場合にはお申込みをお断りする場合がございます。
- ④ 需給開始予定日は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法でお客さまにお知らせします。
- ⑤ 前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、前住者の当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、上記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

■ 付帯サービス

- ① 家電・住宅設備の修理サポート、家電・住宅設備の修理サポート動産総合保険（修理代金上限：税込み5万円、年間最大15万円）、安心サポート（電気設備・ガス設備・ガラス・水回り・鍵のトラブルかけつけサポート）のサービス「安心補償パック」が付帯します。
- ② 本サービスは電力需給開始日の翌月1日からご利用いただけます。
- ③ 本サービスは当社との電力需給契約1契約につき1つ付帯するものとし、電力需給契約期間中のみご利用いただけます。
- ④ 本サービスのご利用に関する事項は、安心補償パックの各利用規約に定めるものとします。
- ⑤ 本サービスは、お客さまの承諾なく、その内容を変更する場合があります。
【修理サポート受付】 0120-443-808 【安心サポート受付】 0120-234-078

■ 電気料金およびその計算方法

電気料金は、原則として「基本料金+電力量料金（電源調達調整額・燃料費等調整額を含む）+再生可能エネルギー発電促進賦課金」との合計とします。契約種別の料金単価の詳細は、別途当社が定める料金表、別表（<https://www.earth-infinity.co.jp/personal/denkiyakkan.html>）をご確認ください。

■ 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお、開始日から直後の検針日の前日までの期間が短く、当該期間に送配電事業者が検針を行わなかったときは、料金の算定期間は、開始日から直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

■ 使用電力量の計量および算定

- ① 使用電力量の計量および算定は、送配電事業者により託送供給等約款に従って行われるものといたします。
- ② 送配電事業者から受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客さまの使用電力量はマイページにてご確認ください。

■ 料金の算定

- ① 料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ② 当社は、日割計算を行う場合を除き、料金の算定期間を「1月」として料金を算定いたします。

■ 契約種別および契約電流（アンペア）、契約容量（キロボルトアンペア）、契約電力（キロワット）
お客様のご契約プラン種別および契約電流・容量・電力は当社が定める料金表の条件にもとづき決定します。
料金表（<https://www.earth-infinity.co.jp/personal/denkiyakkan.html>）

■ ご契約に関わる注意事項

- ① 現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ② 燃料費等調整額には下記表の対象料金が含まれます。

対象供給エリア	電源調達調整額	燃料調整費	安定供給維持管理費	激変緩和対策等の補助金
全供給エリア	○	—	○	○
中部・関西・九州	○	○	○	○

イ 電源調達調整額

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における前月エリアプライス平均が下記表の基準単価を上回る場合には加算、下回る場合には還元をそれぞれの超過単価にご利用電力量を乗じて算定いたします。

ロ 調達係数

安心補償プランは電源調達調整単価は各エリアの追加調整基準単価まで調達係数0.12を乗じて算定いたします。追加調整単価基準を超えた追加請求部分には調達係数は適用されません。

対象供給エリア	加算基準単価	還元基準単価
北海道・東北・東京	13円	7円
中部・北陸・関西・中国・四国・九州	12円	6円

ハ 燃料調整費（中部・関西・九州エリア）

- ① 料金表別表「2. 燃料費等調整額の算定」に定める方法により算定いたします。
- ② 容量市場創設にともなう安定供給維持を目的とした当社が年度ごとに定める料金。
- ③ ②によって算定された調整額は「燃調費等調整単価のお知らせ」により公表いたします。燃料費等調整単価のお知らせ（<https://www.earth-infinity.co.jp/personal/netyouhi.html>）
- ④ 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

■ 解約事務手数料ほか手数料

- ① 最低利用期間は料金の適用開始日から起算して36ヶ月といたします。
- ② 最低利用期間内に需給契約の消滅があった場合は解約事務手数料【税抜額10,000円、税込額(10%時)11,000円】をお支払いいただきます。
- ③ 当社は、お客さまからの申し出により、以下の手続きをおこなった場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いいただきます。
 - イ 請求書・契約内容のお知らせなど郵送物1通につき【税抜額 250円、税込額(10%時) 275円】
 - ロ 当社指定の払込用紙発行1件につき【税抜額 400円、税込額（10%時）440円】
 - ハ 再振替手数料1件につき【税抜額 200円、税込額(10%時) 220円】
 - ニ 支払証明書1通につき【税抜額 400円、税込額(10%時) 440円】ホ その他、お客さまの問い合わせに書面で回答する場合、実費相当額を申し受ける場合があります。

■ 工事費負担金等について

電気需給契約の開始または変更等にもない、送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまに負担していただきます。支払方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに負担していただきます。

■ 料金の支払い義務および支払い期日

- ① お客さまの料金支払い義務発生日は、当社が送配電事業者から託送供給等約款に従い算定されたお客さまの使用電力量を受け取った日といたします。ただし、契約が消滅した場合は、消滅日といたします。
- ② 支払い期日は、原則支払い義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、口座振替、クレジットカードで支払いの場合は当社の定める口座振替日、またはクレジットカード会社の定める決済日を支払期日といたします。
- ③ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需給契約(ガス需給契約を含みます。)の料金と電気料金を一括して請求する場合の支払期日は、(2)にかかわらず、当社が一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して(2)に準じて期日を設定するものとします。

■ お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ① お客さまの都合により当社への電気の切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによる電気の需給開始予定日より前に当社にその旨をお申し出いただく必要があります。

- ② お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から1年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約容量等を変更することはできません。
 - イ 契約容量等の変更を希望される場合：上記のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
 - ロ 電気料金メニューの変更を希望される場合：上記のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
 - ハ 解約を希望される場合：上記のお問い合わせ先に最後に電気を使用する日の2営業日前までにお問い合わせください。なお、建物の解体を伴う場合は、最後に電気を使用する日の7営業日前を目途にお問い合わせください。

- ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
- ③ 引越し（転出）等の理由や他の小売電気事業者への切り替えによってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、当社が送配電事業者の託送供給等約款にもとづき送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合には、お客さまはその金額相当額を負担していただきます。

■ 当社からの契約の変更・解約

- ① 当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気供給約款、料金表、料金表別表（以下「電気供給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気供給約款等を変更する旨および変更後の電気供給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- ② お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ③ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款等に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかなる場合、当社は本契約を終了することがあります。
- ④ ②および③、またクーリングオフにより契約を解除された場合において、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が止まるおそれがありますので、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、供給義務を負う電気事業者に供給申込みをしていただく必要があります。
- ⑤ ②および③の場合において当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

■ 電力供給廃止時に関わる注意事項

- 電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客様がお困りになるケースがございます。
 - ① 凍結の恐れのある地域での廃止は凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。
 - ② マンション等の共有等の廃止はエレベーターの停止、自動ドア、オートロック等が作動しなくなることがあります。また、奥所等への汲み上げポンプが動作しなくなる可能性があります。
 - ③ ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で、停電等により損害を受ける恐れがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置を講じてください。
 - ④ 冷蔵、冷凍庫の停止により庫内の温度が上昇することがあります。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

- ① お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者もしくは他の小売電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。))には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。なお、この場合の料金その他の連系条件は、送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
- ③ 送配電事業者が、お客さまへの電気の供給にともなう設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
- ④ 設備の故障や火災などの原因により、送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、送配電事業者に通知していただきます。

■ 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が需要場所への立入りが必要であると認める場合(託送供給等約款に定めがある場合を含みます)当社または送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社または送配電事業者の係員(当社または送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。)を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

■ 供給の停止

- ① お客さまが次のいずれかに該当する場合、託送供給等約款にもとづき送配電事業者を通じてそのお客さまへの電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

- ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に損害を与えた場合
 - ハ 電気供給約款の48(引込線接続)に反して、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- ② お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

①

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ (**需要場所への立入りによる業務の実施**)に反して、送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ヘ (**電気の使用にともなうお客さまの協力**)によって必要となる措置を講じられない場合
- ③ お客さまがその他約款等に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- ④ ①から③によって電気の供給を停止する場合には、当社は、送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお知らせすることがあります。
- ⑤ ①から④によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

■ 供給停止の解除

(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払われ、かつ、当社に供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電気の供給を再開いたします。ただし、非常変災時や営業時間(平日午前10時00分から午後5時00分まで)以外などやむをえない事情がある場合、すみやかに再開できない場合がございます。

■ 違約金

- ① お客さまが**(供給の停止)**②ロ、ハもしくはニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ② ①の免れた金額は、需給約款等にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- ③ 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

■ 個人情報の取り扱いについて

当社の個人情報保護方針、個人情報の取り扱いについては（https://earth-infinity.co.jp/policy/index.html）をご確認ください。

<p>■クーリングオフに関するお知らせ</p> <p>①お客さまが訪問販売及び電話勧誘で申込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下記参照）または電磁的記録（メール等）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが発信したとき（書面の場合は郵便消印日付など、メール等の場合はメールの送信日時など）から発生します。但し、訪問販売において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、又は受け取った申込書で申込みをせず、後日webを通じて申込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書で申込みをせず、後日webを通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。尚、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。</p> <p>②①の場合、お客さまは、</p> <ul style="list-style-type: none">・損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。 ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。 ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。 ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。 ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。 <p>③上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（メール等）によりクーリングオフすることができます。</p> <p>④クーリングオフの行使の方法は、必要事項をご記入のうえ、(株)アースインフィニティ宛てにお送りください。※簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。</p> <p>〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー30F (株)アースインフィニティ宛</p> <p>【必要事項】</p> <p>申込撤回通知</p> <ul style="list-style-type: none">・申込日 令和〇年〇月〇日 ・ご契約者名 ・電気ご利用住所 ・電気のご名義 ・お電話番号 <p>上記の契約について、申込を撤回します。</p>
<p>メールの場合、必要事項をご記載のうえ、当社のクーリングオフ受付アドレスまでメールにてご連絡ください。</p> <p>【メールアドレス】earth-cs@earth-infinity.co.jp</p> <p>【件名】クーリングオフ通知</p>

安心補償プラン単価表

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基本料金	¥588.00 /kVA,10A	¥588.00 /kVA,10A	¥498.00 /kVA,10A	¥588.00 /kVA,10A	¥548.00 /kVA,10A	¥588.00 6kVAまで1契約	¥759.68 6kVAまで1契約	¥698.00 6kVAまで1契約	¥548.00 /kVA,10A
上記超過料金						¥411.40 上記超過 1kVAあたり	¥431.90 上記超過 1kVAあたり	¥411.40 上記超過 1kVAあたり	
1段料金 1~50kWh	¥35.35 /kWh	¥29.62 /kWh	¥29.80 /kWh	¥21.20 /kWh	¥30.86 /kWh	¥26.00 /kWh	¥34.00 /kWh	¥35.00 /kWh	¥18.37 /kWh
2段料金 51~200kWh	¥40.80 /kWh	¥35.64 /kWh	¥36.40 /kWh	¥25.15 /kWh	¥34.05 /kWh	¥27.00 /kWh	¥39.43 /kWh	¥37.27 /kWh	¥23.97 /kWh
3段料金 201kWh~	¥43.09 /kWh	¥38.30 /kWh	¥38.46 /kWh	¥27.76 /kWh	¥34.63 /kWh	¥28.00 /kWh	¥39.47 /kWh	¥38.74 /kWh	¥25.62 /kWh

■電源調達調整額には一部市場連動が含まれます。前月のJEPX価格平均が東日本各エリア13円、西日本各エリア12円超過分が加算され、東日本各エリア7円以下、西日本各エリア6円以下の場合は、下回った分を還元いたします。

■安心補償プランは電源調達調整単価は各エリアの追加調整基準単価まで調達係数0.12を乗じて算定いたします。追加調整単価基準を超えた追加請求部分には調達係数は適用されません。

■電源調達調整額には当社が年度ごとに定める安定供給維持管理費が含まれます。

電化安心補償プラン単価表

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基本料金	¥452.40 /kVA,kW,10A	¥4,225.32 /10kW,kVAまで	¥302.39 /kVA,kW,10A	¥1,930.36 /10kW,kVAまで	¥2,187.35 /10kW,kVAまで	¥2,529.87 /10kW,kVAまで	¥1,958.15 /10kW,kVAまで	¥11,968.40 /10kW,kVAまで 昼間時間70kWh、 夜間土日240kWh までの使用量含む	¥1,983.24 /10kW,kVAまで
上記超過料金		¥413.82 /kVA,kW		¥337.19 /kVA,kW	¥293.42 /kVA,kW	¥437.78 /kVA,kW	¥465.95 /kVA,kW	¥598.70 /kVA,kW	¥602.57 /kVA,kW
昼間時間 デイトタイム	¥36.03/kWh 8:00~22:00	¥35.01/kWh 8:00~22:00	¥33.97/kWh 6:00~1:00	¥40.74/kWh 平日10:00~17:00	¥37.87/kWh 平日8:00~22:00	¥31.76/kWh 平日10:00~17:00	¥44.14/kWh 平日9:00~21:00	¥42.24/kWh 平日9:00~23:00 70kWh超過分	¥33.16/kWh 平日8:00~22:00
リビングタイム				¥30.04/kWh 8:00~22:00		¥25.08/kWh 7:00~23:00			
デイトタイム他季						¥28.86/kWh 平日10:00~17:00	¥42.18/kWh 平日9:00~21:00		¥29.68/kWh 平日8:00~22:00
休日	¥27.54/kWh 日祝終日	¥28.36/kWh 土日祝終日			¥32.11/kWh 休日8:00~22:00		¥28.83/kWh 土日祝終日	¥32.09/kWh 土日祝終日	¥22.33/kWh 休日8:00~22:00
夜間時間	¥27.54/kWh 22:00~8:00	¥28.36/kWh 22:00~8:00	¥26.46/kWh 1:00~6:00	¥17.34/kWh 22:00~8:00	¥25.63/kWh 22:00~8:00	¥16.90/kWh 23:00~7:00	¥28.83/kWh 21:00~9:00	¥32.09/kWh 平日23:00~9:00 240kWh超過分	¥17.50/kWh 22:00~8:00

■基本料金：①1kVA、1kW、10Aあたりの単価。②10kW、10kVAまでの単価

■基本超過：②で10kW、10kVAを超過する1kW、1kVAあたりの単価

■夏季（7月~9月）■他季（10月~6月）

■電源調達調整額には一部市場連動が含まれます。前月のJEPX価格平均が東日本各エリア13円、西日本各エリア12円超過分が加算され、東日本各エリア7円以下、西日本各エリア6円以下の場合は、下回った分を還元いたします。

■安心補償プランは電源調達調整単価は各エリアの追加調整基準単価まで調達係数0.12を乗じて算定いたします。追加調整単価基準を超えた追加請求部分には調達係数は適用されません。

■電源調達調整額には当社が年度ごとに定める安定供給維持管理費が含まれます。